

霧島市国民健康保険条例の一部改正について

霧島市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険条例（平成17年霧島市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の霧島市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者の出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者の出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）が改正され、出産育児一時金の支給額が引き上げられたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。